

告 示

埼玉県告示第二百八十五号

平成八年埼玉県告示第千百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、令和七年四月十一日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和七年四月十一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和七年四月十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

表常時介護を要する状態の項中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。